



除雪作業出動式を開催

滋賀国レポート No.66
管理第二課

滋賀国道事務所では、11月20日から翌年3月25日までの126日間を雪害対策期間とし、冬期の安全な交通確保のため、除雪や凍結防止剤の散布等、雪害対策に取り組むこととしています。

今年度の雪害対策期間を迎えるにあたり、除雪作業を迅速に行う決意と、安全に対する意識の高揚を図ることを目的に、11月22日(火)に長浜市西浅井町沓掛の国道8号沿いにある、沓掛スノーステーションにおいて、除雪作業出動式を開催しました。

出動式には、来賓として木之本警察署長、同交通課長をお招きした他、滋賀国道事務所職員及び、除雪作業の請負業者の延べ約30人が出席しました。

出動式終了後、大雪時に立往生した車両がある場合を想定した、除雪車両によるスタック車両の移動訓練と、凍結防止剤散布作業中に降雪が激しくなり、除雪作業に切り替える場合を想定した、スノープラウ(排雪板)脱着訓練を実施しました。



【整列する出席者】



【井上 木之本警察署長のご挨拶】



【運行前点検 実施状況】



【出発する除雪機械】



【スタック車両移動訓練 実施状況】



【スノープラウ脱着訓練 実施状況】

滋賀県北部は積雪寒冷地域です

冬用タイヤ、チェーンの準備・早期装着を